

ねたきり老人等介護福祉手当 のご案内



対象となる方

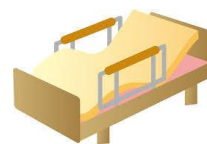
65歳以上の要介護4又は要介護5の方と同居し（同一住所）、自宅で介護をしている方

＜支給要件＞

要介護者の介護保険サービスの月平均（原則6ヶ月）利用額が、利用上限額の40%未満の場合（利用状況は市で確認）

*ただし、要介護者又は介護者の方が、次のいずれかに該当する場合は、対象になりません。

- ・特別障害者手当を受給している場合
- ・重症心身障害児(者)等福祉手当を受給している場合
- ・生活保護世帯に属している場合
- ・市税・介護保険料を滞納している場合



支給額

月額 10,000円

支給月

11月 と 5月（年2回支給）

上半期分（4月～9月分）を11月、下半期分（10月～3月分）を5月に支給します。

***申請月の翌月から支給対象月となります。**

*死亡・転出・施設入所・要介護3以下となった場合は、その前月までが支給対象月となります。

*入院期間が一日でもある月は、支給対象月から除きます。

※長寿健康課への申請が必要です。

*施設に入所・入居していない65歳以上の要介護4及び要介護5の方にご案内を送付しています。

（問い合わせ先）

〒914-8501

敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所 福祉保健部 長寿健康課（1階⑪番窓口）

電話 0770-22-8124